

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 5 月 6 日（金）第308号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|-------------------------------|------------|---|
| ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件） | （水産振興課取扱い） | 1 |
| ○薄井地区特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧 | （漁港漁場課取扱い） | 2 |
| ○基本測量の終了 | （監理課取扱い） | 2 |
| ○公共測量の終了（2件） | （監理課取扱い） | 2 |

公 告

- | | | |
|--------------------|---------------|---|
| ○令和4年度毒物劇物取扱者試験公告 | （薬務課取扱い） | 2 |
| ○競争入札の参加者の資格に関する公告 | （県立桜丘養護学校取扱い） | 4 |
| ○一般競争入札公告 | （県立桜丘養護学校取扱い） | 5 |

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 420 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年5月6日から同月20日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和4年5月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 発起人の住所及び氏名
奄美市住用町大字山間374番1 牧光和
奄美市住用町大字山間520番地2 諏訪原清高
奄美市住用町大字西仲間83番地 森山重敏
- 加入区
住用加入区
- 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
奄美漁業協同組合

鹿 児 島 県 告 示 第 421 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年5月6日から同月20日まで喜界島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和4年5月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 発起人の住所及び氏名
大島郡喜界町大字早町8番地 米盛弘幸

大島郡喜界町大字志戸桶4546番地 喜村豊一

大島郡喜界町大字志戸桶760番地 倉橋正都

- 2 加入区
喜界加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
喜界島漁業協同組合

鹿児島県告示第422号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により薄井地区特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

令和 4 年 5 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧期間
令和 4 年 5 月 6 日から同月 25 日まで
- 2 縦覧場所
鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関並びに長島町役場水産景観課

鹿児島県告示第423号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和 3 年 3 月 16 日鹿児島県告示第318号で告示した基本測量の実施は、令和 4 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 5 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第424号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から令和 3 年 10 月 19 日鹿児島県告示第1008号で告示した公共測量の実施は、令和 4 年 3 月 25 日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 5 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第425号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から令和 3 年 10 月 19 日鹿児島県告示第1009号で告示した公共測量の実施は、令和 4 年 3 月 25 日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 5 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

公 告

令和 4 年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定により、令和 4 年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和 4 年 5 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の日時
(1) 試験の期日

令和4年8月2日（火）

(2) 試験の時間

午前10時から正午まで

2 試験の場所

マリパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目8番8号）

鹿児島県青少年会館（鹿児島市鴨池新町1番8号）

ホテル自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）

鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町6番10号）

3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規
農業用品目毒物劇物取扱者試験		2 基礎化学
特定品目毒物劇物取扱者試験		3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
	実地試験（試験では実物は使用しない。）	毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

10,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 個人番号を記載していない住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限り。）

ウ 履歴書（学歴、職歴等を記入したもの）

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル、横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

オ 試験手数料（10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。ただし、送付の方法により受験願書を提出する者で、鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては、鹿児島県収入証紙に代えて10,700円分の普通為替証書を同封することができる。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県くらし保健福祉部薬務課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

7 提出書類等の受付期間

令和4年6月6日（月）から同月17日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和4年6月17日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、94円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、令和4年9月2日(金)午前10時から午後5時15分までの間、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

10 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課(電話099-286-2111 内線2806)又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍(都道府県名のみ)、氏名及び生年月日の欄は、戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は、受験願書を受理した後、受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和4年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和4年5月6日

鹿児島県立桜丘養護学校長 芝原一郎

1 調達をする物品等の種類

物品の購入(ちゅう房機器)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和4年5月6日から同月27日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分

から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から令和4年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和4年5月6日

鹿児島県立桜丘養護学校長 芝原一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
ちゅう房機器 一式
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和4年5月24日午後4時までに4の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。
なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和4年5月6日から同月27日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立桜丘養護学校事務室
鹿児島市桜ヶ丘六丁目12番 郵便番号 891-0175
電話番号 099-265-6642
ファックス番号 099-265-6649

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

(4) 入札書の提出期限

令和4年6月20日午前11時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年6月21日午後4時
イ 場所 鹿児島県立桜丘養護学校体育館

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約

を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立桜丘養護学校事務室
鹿児島市桜ヶ丘六丁目12番 郵便番号 891-0175
電話番号 099-265-6642
ファックス番号 099-265-6649

14 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE PURCHASED:
Kitchen equipment:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11 a.m. 20 June 2022

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Sakuragaoka Special Needs School

6-12 Sakuragaoka, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-0175 Japan

TEL 099-265-6642

FAX 099-265-6649